

ご理解と
ご協力を

下水道使用料が改定されます



蒲郡市の下水道は、昭和52年8月に供用を開始して以来、豊かな自然と住みよい都市環境づくりを実現するため、水洗化の普及に努めてきました。

平成7年度末の下水道普及率は50.9%になっています。（全国平均54%、愛知県平均47%）

下水道の整備拡充に伴い、維持管理費及び借入金の償還額が増大し、下水道の財政は非常に厳しくなっています。

そこで、今後の下水道財政の安定化を図るために、やむを得ず下水道使用料を改定するものです。

今回の改定では、市民生活への影響を考慮し、利用者の約75%を占める、汚水排出量が0～30m³である皆さんの使用料の改定率を低率に抑えました。平均の改定率は14.3%になります。また、公衆浴場汚水については据え置きます。

なお、この改定は平成9年4月分から実施します。

市におきましても、更に事業の効率化、合理化を進めるとともに、諸経費の節減を図り、下水道財政の安定と健全な運営に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ
下水普及課
(☎66-1139)



使用料の比較 (1カ月当たり)

区分	排出量	現行の使用料	改定後の使用料	
一般汚水	基本料金 10m ³ まで	750円	780円	
	超過料金	10m ³ を超え 30m ³ まで	85円/m ³	90円/m ³
		30m ³ を超え 100m ³ まで	110円/m ³	125円/m ³
		100m ³ を超え 1000m ³ まで	120円/m ³	155円/m ³
		1000m ³ を超えるもの	140円/m ³	175円/m ³
公衆浴場汚水	基本料金 50m ³ まで	2,750円	据え置き	
	超過料金 50m ³ を超えるもの	35円/m ³		

使用料早見表 (税抜き：2カ月分)

排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)
0～20	1,560	28	2,280	36	3,000
21	1,650	29	2,370	37	3,090
22	1,740	30	2,460	38	3,180
23	1,830	31	2,550	39	3,270
24	1,920	32	2,640	40	3,360
25	2,010	33	2,730	45	3,810
26	2,100	34	2,820	50	4,260
27	2,190	35	2,910	55	4,710

※上記使用料に消費税相当額が加算されます。